

## 児童扶養手当

## 特別児童扶養手当

# 現況届をお忘れなく!

受給要件を確認するため、受給資格者(支給停止者を含む)は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。提出しないと受給資格があっても、8月以降の手当が受給できなくなります。

**手続き** 8月上旬に通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

**提出期限** 8月25日(金)

## 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のための手当です。

### ○対象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の3月31日までの児童(心身に一定の障害のある児童は20歳未満)を養育している父・母または養育者。

- ・父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障害がある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・婚姻によらないで懐胎した児童
- ・棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童



### ○支給額(平成29年4月1日現在)

年3回、(4月、8月、12月)4か月分ずつ支給。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	42,290円	9,980円 ~ 42,280円
2人目加算額	9,990円	5,000円 ~ 9,980円
3人目以降加算額	5,990円	3,000円 ~ 5,980円

※申請者や扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹など)に一定額以上の「所得」がある場合は、支給停止になります。

### ○手当と公的年金との併給

年金額が手当額より低い場合は、その差額分の手当を受給することができます。

## 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てているかたに支給される手当です。

### ○対象

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を監護する父・母または養育者。

### ○支給額(平成29年4月1日現在)

年3回(4月、8月、11月)4か月分ずつ支給。

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	51,450円
2級(中度)	34,270円

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。